

## ○愛知工業大学研究倫理指針

### 1 基本的な考え方

愛知工業大学（以下「本学」という。）は、学術の理論と応用を教授研究し、知的道徳的に円満な教養を有する高級技術者を育成することを目的とし、あわせて、人類の福祉に貢献するとともに地方産業の技術的発展に寄与することを使命としている。

この目的及び使命を遂行していく上で、研究者は高度な倫理的規範を保持し、社会の厚い信頼を得ることが必要不可欠である。

愛知工業大学研究倫理指針（以下「指針」という。）は、本学の研究が社会の信頼を得つつ適正に推進されるよう、本学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規範を定めたものである。

### 2 不正行為の定義

この方針において不正行為とは、発表された研究成果の中に示されたデータ、情報または調査結果等の捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサiership、二重投稿をいい、故意による行為のみならず研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為も含むものとする。

- (1) 捏造とは、存在しないデータ、研究成果等を作成するものをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するものをいう。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用するものをいう。
- (4) 不適切なオーサiershipとは、研究成果の発表物の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること、著者としての要件を満たす者を著者として適切に記載しないこと又は当人の承諾なしに著者に加えるものをいう。
- (5) 二重投稿とは、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿するものをいう。
- (6) 前5号に掲げる行為のほか、研究活動の伝統的な価値を侵害する行為で、研究プロセスに有害な影響を与えうる好ましくない研究行為のうち、研究不正として扱うことが妥当と判断される行為をいう。

### 3 研究者の定義

指針における「研究者」は、本学の教員、本学において研究活動に従事する客員教員、研究員等とし、学部学生及び大学院学生であっても、研究に関わるときは、「研究者」に準ずるものとする。

### 4 研究者の責務

#### (1) 基本的事項

- ① 研究者は、本学の使命の実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。
- ② 研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
- ③ 研究者は、我が国の法令及び本学の諸規程、規則等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。
- ④ 研究者は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つように努力しなければならない。
- ⑤ 研究者は、専門的知識をいたずらに過信することなく、常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に謙虚に自覚しなけれ

ばならない。

⑥ 研究者は、異なる学問分野等に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。

⑦ 研究者は、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。  
また、教員は、学部学生及び大学院学生が研究に関わる時は、学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。

## (2) 研究計画の立案、実施

① 研究者は、研究計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性、新規性を確認しなければならない。また、他者の独創性、新規性は、尊重しなければならない。

② 研究者は、研究成果の公表にあたっては、研究方法等を他の研究者から追試、検証できるようにできるだけ具体的に提示しなければならない。

③ 研究者は、研究途中であっても、当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があると判断された場合は、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。

④ 研究者は、個人に関する情報、データの提供を受けて研究を行うときは、当該情報、データを提供する人（以下「協力者」という。）に対して研究の目的・意義、収集方法や利用方法等について、十分説明しなければならない。

## (3) 資料・データ等の適切な方法による収集、管理

① 研究者は、資料やデータ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により行わなければならない。

② 研究者は、収集、作成した資料やデータ等の記録は適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間、保存しなければならない。ただし、個人に関する情報・データについては、協力者との合意を得た期間とする。

③ 研究記録は、研究者の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な記録書であり、権利確保のためにも必ず作成し、適正に保管しなければならない。

## (4) 個人情報の保護

① 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであり、研究者は、本学の個人情報保護に関する規程に則り、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等その適正な取り扱いに努めなければならない。また、個人情報を収集する場合は、必ず管理者に申し出なければならない。

② 研究者は、協力者に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。

③ 研究者は、研究の推進上、協力者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化及び個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

④ 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

## (5) 研究機器・薬品等の安全管理

① 研究者は、研究実験において研究装置・機器、薬品及び各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

② 研究者は、研究実験の過程で生じた残滓物、廃棄物及び使用済みの薬品・材料等については、

責任を持って最終処理しなければならない。

(6) 研究の透明性の確保

研究者は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、協力者等からの研究の進捗状況の問い合わせ等に対しては、誠実に対応しなければならない。

(7) 研究成果の公表

- ① 研究者は、特許権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。
- ② 研究者は、研究成果の公表にあたっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。また、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。
- ③ 研究成果の公表にあたっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

(8) 研究費の適切な管理

- ① 研究者は、研究費の原資が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金や財団・企業等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用、管理に努めなければならない。
- ② 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係法令、規程及び当該補助金の使用規則等を遵守しなければならない。
- ③ 研究費に関する証拠書類等については、関係法令等に基づき所定の期間、適切に管理・保存しなければならない。

(9) 他者の業績評価における留意事項

- ① 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはならない。
- ② 研究者が審査員として他の研究者の業績評価を行うときは、評価に恣意的な観点を混入してはならない。また、求められている評価が自己の能力を超えている場合又は利害関係があるため公正な評価が困難であると判断するときは、審査員を辞退しなければならない。

5 本学の責務

(1) 愛知工業大学研究倫理委員会を置いて審議

- ① 指針の運用に関する事項を審議するため、愛知工業大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会に関する事項は、別に定める。

(2) 啓発及び研修の実施

大学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び研修を実施する。

(3) 研究活動の不正行為の防止に関する事項は、別に定める。

6 事務

この指針に関する事務は、総合企画課が行う。

7 補則

この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。